ピックアップ トピック

知立市からのお知らせ

全11卷完結記念 新編知立市史完成記念講演会

知立市の歴史を後世に伝えるため、平成20年度から新編知立市史編さん事業が始められました。最終配本の『別巻はじめての知立市史』発刊をもって、最新の研究成果から知立の歴史を描いた全11巻が出揃います。その完成を記念して、執筆者や関係者が語り尽くす"過去と未来"をつなぐ講演会を開催します。

- 時 3月24日(日) 午後1時30分~3時45分(予定)(受付は午後1時から)
- 所 文化会館 花しょうぶホール

▼講演会 「新編知立市史の編さんをふりかえって」

- ·基調講演 西宮秀紀氏(愛知教育大学名誉教授)
- · 分野報告 歴史:土屋武志氏(愛知教育大学特別教授) 考古:長田友也氏(中部大学非常勤講師) 文化財:鷹巣純氏(愛知教育大学教授) 民俗:鬼頭秀明氏(民俗芸能研究家) 自然:大和田道雄氏(愛知教育大学名誉教授)

▼座談会 「これからの知立市史」

西宮秀紀氏(愛知教育大学名誉教授)、池内敏氏(名古屋大学大学院教授)など

- 申 不要 ¥ 無料
- 問 歴史民俗資料館(☎83-1133)

軽自動車等の名義変更および廃車の届出はお早めに

○ 軽自動車税(種別割)について

4月1日現在の所有者(納税義務者)に課税されます。軽自動車等を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。実際に所有していなくても、所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。また、軽自動車税(種別割)は、普通自動車とは違い、月割での計算はしません。4月1日を過ぎてから廃車、名義変更をしても課税が発生し、税の払戻しはありません。3月末は窓口が混雑しますので早めに手続きをしてください。

手続き内容

市外から転入したとき

人から譲り受けたとき

販売業者から購入したとき

〇 軽自動車等の手続き

- ▼市役所でできる手続き
 - ・原動機付自転車(125ccまで)
 - ・小型特殊自動車 ・ミニカー
- ※手続きの詳細は市ホームページをご確認いただくか、 税務課へお問合せください。
- ▼市役所以外の手続き
 - ・二輪の軽自動車、小型自動車 (125cc超)愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047)
 - •軽白動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所三河支所(豊田市若林西町西葉山48番地2 ☎050-3816-1772)

廃車するとき

盗難にあったとき

※住所変更・譲渡などで三河地区以外へ変更する場合は、新しい使用の本拠地を管轄する事務所・支所で手続きしてください。手続きの代行 依頼をしたにもかかわらず、名義が変わっていない事例があるほか、4月1日を過ぎて手続きされている事例もありますのでご注意ください。

○ 自賠責制度について

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務付けられています。無保険(無共済)で 走行すると、法律により懲役または罰金が科され、即座に免許停止処分となります。

問 税務課 市民税係(☎95-0116)



◀市ホームページ



◀愛知運輸支局



◀軽自動車検査協会

必要なもの

廃車証明書またはナンバープレート

廃車証明書またはナンバープレート

※必ず警察に届けてください 盗難届の受理番号が分かるもの

販売証明書

譲渡 証 田 書

ナンバープレート

